

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示 三件
- 落札者を決定した件

## 告 示

### 福島県告示第一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 河川の名称
  - 二 二級河川 鮫川水系 鮫川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
  - 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
  - いわき市佐糠町高内十番二地内から同市佐糠町川崎二十二番二地内まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 道路管理者 いわき市長 清水 敏男
  - 管理の内容 いわき市平字梅本二十一番地
- 五 道路専用施設（路面、防護柵の基礎部分、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）及び路面に接する法面（当該路

- 面端から法長一メートルまでの範囲内にあるもの。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
  - 2 維持管理の範囲については、関係図面のとおり
  - 3 原則として道路専用施設及び路面に接する法面に係る災害復旧
  - 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二条第一項又は同法第五十八条第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
- 令和元年八月九日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

### 福島県告示第二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 河川の名称
    - 二 二級河川 鮫川水系 洪川
  - 二 河川管理施設の名称又は種類
    - 左岸堤防
  - 三 河川管理施設の位置
    - いわき市佐糠町碓田六十番三地内から同市佐糠町高内十番二地内まで
  - 四 管理を行う者の氏名及び住所
    - 道路管理者 いわき市長 清水 敏男
    - 管理の内容 いわき市平字梅本二十一番地
  - 五 道路専用施設（路面、防護柵の基礎部分、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）及び路面に接する法面（当該路面端から法長一メートルまでの範囲内にあるもの。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
  - 2 維持管理の範囲については、関係図面のとおり
  - 3 原則として道路専用施設及び路面に接する法面に係る災害復旧
  - 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二条第一項又は同法第五十八条第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
- 令和元年八月九日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

## 福島県告示第三号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。  
その関係図書は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所  
に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川 の 名 称  
二 級 河 川 蛭 田 川 水 系 蛭 田 川
- 二 河 川 管 理 施 設 の 名 称 又 は 種 類  
左 岸 堤 防
- 三 河 川 管 理 施 設 の 位 置  
いわき市錦町馬場百三十二番四地内から同市錦町須賀百三十一番二地内まで
- 四 管 理 を 行 う 者 の 氏 名 及 び 住 所  
道 路 管 理 者 い わ き 市 長 清 水 敏 男 い わ き 市 平 字 梅 本 二 十 一 番 地
- 五 管 理 の 内 容  
1 道 路 専 用 施 設 （ 路 面 、 防 護 柵 の 基 礎 部 分 、 道 路 の 附 属 物 そ の 他 の も つ ば ら 道 路 の 管 理 上 必 要 な 施 設 又 は 工 作 物 を い う 。 以 下 同 じ 。 ） 及 び 路 面 に 接 す る 法 面 （ 当 該 路 面 端 っ け 法 長 一 メ ー ト ル ま で の 範 囲 内 に あ る も の 。 以 下 同 じ 。 ） の 新 設 、 改 築 、 維 持 又 は 修 繕
- 2 維 持 管 理 の 範 囲 に つ い て は 、 関 係 図 面 の と お り
- 3 原 則 と し て 道 路 専 用 施 設 及 び 路 面 に 接 す る 法 面 に 係 る 災 害 復 旧
- 4 1、2 及 び 3 に 掲 げ る も の の ほ か 、 道 路 法 （ 昭 和 二 十 七 年 法 律 第 百 八 十 号 ） 又 は 同 法 に 基 づ く 命 令 の 規 定 に よ る 兼 用 工 作 物 の 管 理 （ 道 路 専 用 施 設 以 外 の 部 分 に 係 る 同 法 第 二 十 二 条 第 一 項 又 は 同 法 第 五 十 八 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 権 限 の 行 使 を 除 く 。 ） 管 理 の 期 間
- 六 令 和 元 年 八 月 九 日 か ら 道 路 の 存 続 す る 日 ま で

(河川計画課)

## 公 告

## 公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年1月7日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年11月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額  
42,779,664円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年10月11日

(商工総務課)